仁木町定住促進新築住宅取得助成金交付要綱

令和７年４月１日仁木町告示第65号

（目的）

第１条　この要綱は、仁木町内において新たに住宅を建築又は建売住宅を購入（以下「住宅取得」という。）し、定住する者に対して予算の範囲内で助成することにより、少子化対策及び定住人口の増加並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）申請者　本要綱に基づく助成金の交付を受けようとする者をいう。

（２）移住者　本要綱第６条に規定する計画を提出する日の属する年度の２年度前までに、町外から仁木町に転入した者又は当該計画の提出後に転入しようとする者で、転入前の１年間は本町に住民登録がない者をいう。

（３）子育て世帯　本要綱第６条に規定する計画の提出時点で、中学生以下の子どもを扶養し、同居している世帯をいう。

（４）若年世帯　本要綱第６条に規定する計画の提出時点で、申請者又はその配偶者が50歳以下である世帯をいう。

（５）住宅　居住の用に供する戸建て又は併用住宅であり玄関、便所、台所、浴室及び居室を有しているものをいう。

（６）新築住宅　新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅をいう。

（７）建売住宅　宅地建物取引免許業者が販売する住宅（建築後１年以内のもので、人の居住の用に供したことがない住宅に限る。）で、自らが居住の用に供する目的で購入する住宅をいう。

（８）専用住宅　居住の用に供する目的のためだけに建てられた住宅をいう。

（９）併用住宅　店舗、事務所等の業務に使用する部分と居住の用に供する部分を併せ持つ住宅をいう。

(10) 定住　仁木町の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠を町内に有することをいう。

(11) 助成対象期間　令和７年４月１日から令和10年３月31日までをいう。

（助成対象者）

第３条　助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）定住を目的に仁木町に住宅取得する個人であること。

（２）移住者、子育て世帯、若年世帯のいずれかに該当すること。

（３）助成金の交付を申請する日において、住宅の所有権保存登記が完了し、その所有権を有する者であること。

（４）町内で住宅取得した後、当該住宅に住所を有すること（住民基本台帳法（昭和42

年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者をいう。)。
（５）前号の住宅に引き続き５年以上定住すること。
（６）申請者及びその同一世帯に属する者全員が市町村税及び使用料等に未納がないこと。
（７）世帯全員のいずれもが、本事業による助成金、仁木町定住促進住宅改修助成金及び国又は地方公共団体等の同種の助成金等の交付を受けていないこと。
（８）公共事業等に伴う住宅移転補償、損害賠償等の交付を受けていないこと。
（９）建物の所有権を５割以上有していること。ただし、当該割合５割の者が二人存在する場合はいずれか一方とする。
(10) 申請者及び同一世帯に属する者全員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていないこと。

（助成対象住宅）
第４条　助成金の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
（１）建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）のほか、建築基準関係規定に適合するものであること。
（２）新築住宅又は建売住宅であること。
（３）専用住宅、併用住宅ともに床面積が 50 平方メートルを超えること。併用住宅の場合、店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が 50 平方メートルを超えること。
（４）３親等以内の親族から購入した住宅ではないこと。
（５）別荘等一時的に使用する住宅ではないこと。
（６）賃貸住宅（住宅のうち、賃貸人と賃借人の間で賃貸借契約を締結したものをいう。）でないこと。
（７）助成対象期間に住宅の建築若しくは住宅取得が完了していること。

（助成金の額）
第５条　助成金の交付額は、住宅取得に要する費用（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。）が、1,000万円以上のもので200万円とする。ただし、住宅取得に要する費用は、土地購入費及び町の助成を受ける浄化槽設置整備費を除くものとする。

（事業計画の承認申請）
第６条　申請者は、工事着手前（建売住宅を購入する場合は、この限りではない。）であって、助成対象期間に行う助成対象住宅の建築等計画について、仁木町定住促進新築住宅取得等計画書（別記様式第１号。以下「計画書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
（１）入居者全員の住民票
（２）位置図、平面図及び立面図

（３）工事請負契約書又は売買契約書の写し
（４）その他町長が必要と認める書類

（事業計画の承認）
第７条　町長は、計画書の提出があったときは、その内容を審査し、仁木町定住促進新築住宅取得等計画確認通知書（別記様式第２号）により、その適否を申請者に通知するものとする。
２　町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（助成金の交付申請及び実績報告）
第８条　申請者は、助成対象住宅の取得後かつ入居完了の日以降に、仁木町定住促進新築住宅取得助成金交付申請書（別記様式第３号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、当該交付申請の期限は、助成対象期間内であって、助成対象住宅の表題登記完了後１年以内とする。
（１）入居者全員の住民票
（２）市町村税等の滞納のない証明書（申請する年の前の年の１月１日現在で仁木町に住民登録がない者に限る。）
（３）不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定による土地及び家屋の全部事項証明書（発行日から１か月以内のもの）
（４）検査済証の写し（建築確認が不要な住宅にあっては、工事届の写し及び省エネ適合判定通知書の写し）
（５）助成対象住宅の取得費用の支払いを証明できる書類の写し
（６）助成対象住宅の完成写真（外観写真、玄関、便所、台所、浴室及び居室がわかる写真）
（７）誓約書（別記様式第４号）
（８）その他町長が必要と認める書類
２　前項に規定する書類の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（助成金の交付決定及び確定通知）
第９条　町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、当該申請のあった日の属する年度における予算の範囲内で、助成金の交付を決定し、仁木町定住促進新築住宅取得助成金交付決定通知簿（別記様式第５号）に必要事項を記入し、申請者に仁木町定住促進新築住宅取得助成金交付決定通知書（別記様式第６号）により通知するものとする。
２　町長は、前条各号で規定する書類等に不備がなく受理した者から順に交付決定する。
３　町長は、前号の規定により交付を決定する場合において、申請書が同時に提出されたと認められるときで、かつ、予算額を超える交付申請があったときは抽選とする。

４　町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
５　助成金は、第１項の規定による助成金の交付決定後に交付するものとし、交付額の確定通知は、助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）の金融機関口座に、同項により決定した助成金を振り込む行為をもって替えるものとする。

（異動の届出）
第10条　交付決定者が住宅取得し定住した日から５年未満に転出又は住宅を売買、譲渡しようとするときは、仁木町定住促進新築住宅取得助成金異動届出書（別記様式第７号。以下「異動届出書」という。）を町長に提出しなければならない。

（助成金の返還）
第11条　町長は、異動届出書の提出があったときはその内容を確認し、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。
（１）住宅取得し定住した日から５年未満に住宅の取壊し、第三者への貸与又は売却したとき。
（２）住宅取得し定住した日から５年未満に住宅から交付決定者の世帯全員が転出又は転居したとき。
（３）この要綱の規定に違反したとき。
（４）虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
（５）その他返還が適当と町長が認めたとき。
２　前項第１号又は第２号の規定により助成金の交付決定の全額又は一部を取り消し、助成金の返還を命ずる場合における返還額は、住宅取得し定住した日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ、決定する。
（１）１年未満　全額
（２）１年以上２年未満　助成金に10分の８を乗じて得た額
（３）２年以上３年未満　助成金に10分の６を乗じて得た額
（４）３年以上４年未満　助成金に10分の４を乗じて得た額
（５）４年以上５年未満　助成金に10分の２を乗じて得た額
３　第１項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、仁木町定住促進新築住宅取得助成金交付決定取消書（別記様式第８号）により通知するものとする。

（報告等）
第12条　町長は、必要があると認めるときは交付決定者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、交付決定者は、町長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、助成金に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(失効)

２　この要綱は、令和10年３月31日限りでその効力を失う。ただし、第10条から第12条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。